

道州制特別区域基本方針

平成 19 年 1 月 30 日閣議決定
 平成 20 年 3 月 21 日一部変更
 平成 21 年 3 月 27 日一部変更
 平成 22 年 3 月 26 日一部変更

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に基づき、道州制特別区域における広域行政（以下「広域行政」という。）の推進に関する基本的な方針として、「道州制特別区域基本方針」（以下「基本方針」という。）を以下のとおり定める。

1. 広域行政の推進の意義及び目標

（1）広域行政の推進の意義

市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、近年、地方制度調査会をはじめ各方面で道州制について議論が行われるなど、広域にわたる行政の重要性が増大している。

このような状況にかんがみ、本法は、将来の道州制導入の検討に資するため、現行の都道府県制を前提にしつつ、北海道地方又は自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方（平成 18 年 4 月 1 日現在における 3 以上の都府県の区域の全部をその区域に含む地方に限る。）のいずれかの地方の区域の全部をその区域に含む都道府県という要件を満たす特定広域団体の区域（以下「道州制特別区域」という。）において、国と特定広域団体が適切な役割分担及び密接な連携の下に、特定広域団体により実施されることが適当と認められる広域にわたる施策（以下「広域的施策」という。）に関する行政を推進するものである。このため、本法では、特定広域団体からの提案を踏まえて国から特定広域団体への事務・事業の委譲等を行う仕組みを設けており、その実績を積み重ねていくことにより、将来の道州制導入に向けて国民的な論議の進展に資することが期待される。

（2）広域行政の推進の目標

国及び特定広域団体は、広域行政の推進に当たっては、①地方分権を推進し、特定広域団体の自主性及び自立性を高めること、②国と特定広域団体を通じた行政の効率化を図ること、③北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目標とする。

また、特定広域団体においては、上記の趣旨を踏まえ、広域行政をより効果的かつ効率的に推進する観点から、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村への事務・事業の委譲を積極的に推進するとともに、市町村の

自主的な合併を促進するほか、特定広域団体の出先機関（支庁又は地方事務所）の計画的かつ着実な再編に取り組むことが期待される。

2. 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

（1）広域行政の推進に当たっての基本姿勢

国及び特定広域団体は、法第3条及び第4条に基づき、次に掲げる基本理念にのっとり、広域行政の総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、広域行政の推進に当たっては、相互に協力し、それらの行政の効率化に努めるものとする。

- ① 広域に分散して存在する産業、福祉、文化等の有する機能及び経済活動、社会活動その他の活動に利用される資源を有効かつ適切に組み合わせ、一体的に活用すること。
- ② 道州制特別区域内の各地域の特性に配慮しつつ、各地域における住民の福祉の向上並びに経済及び社会の発展に寄与すること。
- ③ 国と特定広域団体との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域団体の自主性及び自立性が十分に発揮されること。

（2）特定広域団体の提案について

法第20条に基づき設置された道州制特別区域推進本部（以下「本部」という。）は、特定広域団体から道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき基本方針の変更について提案がなされた場合は、提案の趣旨を十分に尊重した上で検討を行う。その際、参与たる、特定広域団体の知事及び全国知事会の推薦する都道府県知事は、本部会合に出席し、議論に参画する。内閣総理大臣は、本部の議論を経て、基本方針を変更する必要があると認めるときは、遅滞なく本部が作成した基本方針の変更の案について閣議の決定を求めるものとする。また、基本方針を変更する必要がないと認めるときは、遅滞なくその旨及びその理由を特定広域団体に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法によって公表する。

また、本部令第1条第1項に基づき本部に設置された参与会議は、必要に応じ、広域行政の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について本部長に意見を述べるものとする。

本部に関する事務は内閣官房において処理するものとし、その円滑な事務処理のため、内閣官房と関係省庁をメンバーとする道州制特別区域推進会議を設置する。関係省庁は、本法及び基本方針に基づき、内閣官房に協力し、特定広域団体の提案の実現に積極的に取り組むものとする。

（3）交付金について

法第19条第1項に規定する交付金は、広域行政の推進の観点から、法第7条第2項第4号に掲げる工事又は事業を北海道が実施する場合に、工事又は事業の種類ごとに必要となる経費に充てるものとして交付するもので

ある。本交付金は、北海道の裁量性がより高まるよう、工事又は事業の進捗等に応じて同種施設の箇所間での予算の融通及び年度間の工事量又は事業量の変更が可能となる仕組みとし、工事又は事業の執行に当たってはこのような趣旨を踏まえた対応を行うものとする。

なお、本交付金に関する制度は、法附則第3条に基づき、平成27年度において検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(4) 連携・共同事業について

広域行政の推進に資するため、国と特定広域団体たる北海道が連携し又は共同で事務・事業を実施する「連携・共同事業」は、「国と特定広域団体との適切な役割分担及び密接な連携の下に」広域行政の推進を行うという本法の基本理念に合致するものである。このため、国は「連携・共同事業」についても積極的に推進していくものとし、特に地方支分部局と北海道との情報交換等を密にし、事業の一層の推進を図るものとする。

また、北海道は、「連携・共同事業」に係る新たな提案をする場合は内閣府に提出することとする。当該事業の円滑な実施に係る関係者間の調整やフォローアップ等については、道州制特別区域推進会議等において行うこととする。

(5) 制度の検討について

法附則第3条に基づき、平成27年度において広域行政の推進における国及び特定広域団体の行政の効率化の状況その他の法の施行の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、交付金に関する制度その他の広域行政の推進に関する制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(6) 地方分権改革及び構造改革特区との連携について

本法による広域行政の推進と地方分権改革は、ともに地方分権の推進を目指すものであり、また、特定の区域を設定し、法令の特例措置を適用する仕組みである構造改革特区についても、地域の自立的発展という目的において共通していることから、それぞれ適切な役割分担の下で緊密に連携を図っていくものとする。

3. 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間

(1) 政府が講ずべき措置について

① 法令の特例措置

法第5条第2項第3号の広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置のうち法第2条第3項の法令の特例措置は、別表1に定める事務・事業に係る措置とする。

本部において、法第6条に基づく基本方針の変更提案について検討を行い、その結果に基づき、法令の特例措置の追加や既存の特例措置の見直しを行う必要があると認めるときは、別表1の変更を行うものとする。

② 交付金の交付に関する措置等

ア 交付金の種類

法第19条第1項に基づき北海道が道州制特別区域計画を作成した場合において、北海道がi)～iv)に定める工事又は事業を実施するときは、その実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、次のi)～iv)の種類 of 交付金を交付する。なお、i)～iv)の農林水産大臣又は国土交通大臣による指定に際しては工事又は事業の名称・種類、その開始予定年度及び工事又は事業に係る施設の名称・位置を明らかにするとともに、指定に伴う必要な措置を講ずるものとする。

- i) 特定砂防工事交付金 砂防法第1条に規定する砂防工事(火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において施行するものを除き、同法第6条第1項の規定により国土交通大臣が管理し、その工事を施行し、又はその維持をしている砂防設備で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものに係るものに限る。)
- ii) 特定保安施設事業交付金 森林法第41条第3項に規定する保安施設事業(国が当該保安施設事業を行っている森林又は原野その他の土地の区域のうち国有林野の管理経営に関する法律第2条に規定する国有林野以外の土地の区域で農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものにおけるものに限る。)
- iii) 特定道路事業交付金 道路法第7条第1項に規定する道道(同法第88条第2項の規定により国土交通大臣が北海道の権限の全部又は一部を行っているものに限る。)で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改築に関する事業
- iv) 特定河川改良工事交付金 河川法第5条第1項に規定する二級河川(同法第96条の規定に基づく政令の規定により国土交通大臣が北海道の知事の権限の全部又は一部を行っているものに限る。)で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改良工事

イ 交付手続等

- i) 交付金の交付手続は、以下のとおりとする。
 - a) 北海道は、交付金を充てて実施しようとする工事又は事業を定めた道州制特別区域計画を作成し、内閣総理大臣に提出する。内閣総理大臣は、当該工事又は事業に係る施設の所管大臣に対し、

計画の提出を受けた旨を通知する。

- b 交付申請の受付、交付決定等の執行実務については、所管大臣がそれぞれ定めるところにより実施する。
 - c 交付金の額の算定については、所管大臣が定める省令において、工事又は事業に係る施設の整備状況等を勘案するとともに、工事又は事業を砂防法、森林法その他の法令の規定により国が実施するならば当該工事又は事業の実施に要する費用について国が負担することとなる割合を参酌して定めるものとする。
- ii) 交付金の交付については、それぞれ次の年度の予算から交付する。
- ・ 特定保安施設事業交付金 平成 19 年度予算
 - ・ 特定砂防工事交付金 平成 22 年度予算
 - ・ 特定道路事業交付金 平成 22 年度予算
 - ・ 特定河川改良工事交付金 平成 22 年度予算

ウ 職員の取扱いについて

工事又は事業の委譲に伴い、それらの業務に従事している国の職員については、原則として北海道が受け入れる方向で調整することとする。北海道が職員を受け入れることとなった場合は、移籍する人数に応じて人件費を交付金に積算するとともに、退職金相当額については、在籍期間に応じて国が北海道の負担に配慮して補てんするものとする。仮に職員の受入れがない場合においては、人件費相当分について所要の調整を行うものとする。

③ ①及び②以外の措置

政府は、①及び②の措置のほか、以下のアからウまでの措置を講ずるものとする。なお、特定広域団体からの基本方針の変更提案について、本部において検討した結果、実現することができない場合であっても、提案の趣旨を実現するための別の手法を採り得ないか検討し、その結果に基づき、必要な措置を追加するよう努めるものとする。

ア 連携・共同事業の推進

2. (4) の連携・共同事業については、あらかじめ北海道と調整した工程表に従い、具体的な成果が上がるよう着実に推進していくものとする。

イ 法令の特例措置以外の法令に関する措置

法令の特例措置以外の法令に関する措置は、別表 2 に定めるものとする。法令に関する措置を追加する場合や、既存の措置の見直しを行う必要がある場合は、別表 2 の変更を行うものとする。

ウ その他提案の趣旨を実現するための措置

その他提案の趣旨を実現するための措置であって、①及び②並びにア及びイ以外の措置は、別表 3 に定めるものとする。当該措置を追加

する場合や、既存の措置の見直しを行う必要がある場合は、別表3の変更を行うものとする。

(2) 計画期間等について

法第5条第2項第3号に規定する広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画の計画期間は、評価を適切に行うためには一定の期間を要することから、平成19年4月1日から5年間とする。計画期間中に政府が講ずべき措置に変更が生じた場合においては、当該計画期間の残存期間を計画期間とする。

また、法第5条第4項に基づき、計画期間が満了することとなる場合において、基本方針の見直しを行い、政府が講ずべき措置の全部又は一部について継続する必要があると認められるときは、本部が作成した基本方針の変更の案について閣議の決定を経た上で、計画期間を更新することができる。

関係省庁は、法令の特例措置及び法令の特例措置以外の法令に関する措置を定める法令並びに交付金の交付に関する措置に係る主務省令（告示を含む。）の案の作成並びにその他提案の趣旨を実現するための措置の実施に当たっては、別表1から別表3まで及び(1)②に即して作成・実施するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。さらに、基本方針に基づいて定める政省令（告示を含む。）は、別途、本部において定める時期までのできる限り早い時期に公布し、当該時期に施行するものとする。

4. 道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

(1) 基本的な考え方

特定広域団体は、基本方針に基づき、その広域行政の推進に関する計画（以下「道州制特別区域計画」という。）を作成することができる。国は、特定広域団体に対し、道州制特別区域計画の作成及び円滑な実施に関し必要な助言その他の援助を行うものとする。

道州制特別区域計画の期間は、基本方針の計画期間内とし、更新できるものとする。計画を作成するに当たっては、地域の実情を的確に把握し、適切に反映させるため、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上で、当該特定広域団体の議会の議決を経なければならない。また、パブリックコメントを適切に実施するなど住民の意見も幅広く求めることが望まれる。特定広域団体は、基本方針が変更され、それに伴って道州制特別区域計画を変更する必要がある場合は、当該計画の変更を速やかに行うものとする。

(2) 道州制特別区域計画の記載事項

道州制特別区域計画については、法第7条第2項に規定する事項を記載するものとする。ただし、同項第4号に掲げる工事又は事業に関する事項は北海道の場合とし、同号に基づき農林水産大臣又は国土交通大臣が指定

する施設又は区域の範囲に限るものとする。なお、連携・共同事業の推進等法第7条第2項に規定する事項以外のものについても、広域行政の推進において必要と認められるものについては、道州制特別区域計画に記載することができる。

特定広域団体は、道州制特別区域計画の作成に当たっては、次に掲げることに留意するものとする。

- ① 基本方針に定める広域行政の推進の意義及び目標に合致するようにすること。
- ② 適切な評価が、広域行政の効果的な推進に当たって改善すべき事項の抽出や基本方針の変更提案に必要な知見を得ることにつながることにかんがみ、評価の実施を重視し客観性や透明性の確保に努めること。
- ③ 特定広域団体から市町村への事務・事業の委譲を積極的に推進するとともに、市町村の自主的な合併を促進するほか、特定広域団体の出先機関の計画的かつ着実な再編に取り組むこと。

5. 広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

(1) 評価の目的

広域行政を効果的かつ効率的に推進していくためには、国が講じた施策の効果や影響等を特定広域団体における実践等を通じて検証し、改善すべき事項がないかどうかを明らかにしていく政策的な評価が重要である。法第5条第2項第5号に規定する「広域行政の推進に関する評価」は、こうした観点から実施するものであり、その評価結果は、広域行政の推進に関する制度の改善や本部における検討の参考とするほか、特定広域団体等に対する必要な助言や情報提供にも活用するものとする。

(2) 評価の方法

広域行政の推進の評価は、次の方法により実施する。

なお、内閣府は、特定広域団体から、次に掲げる①の毎年度の評価に際して道州制特別区域計画の実施状況について報告を求めるほか、②の評価に際しては、広域的施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価について報告を求めるものとする。

① 毎年度の評価

内閣府は、毎年度、特定広域団体等を通じて道州制特別区域計画に基づく広域行政の推進状況や課題等を把握の上、関係省庁と連携しつつフォローアップを行い、その結果を本部に報告するものとする。

② 計画期間満了時等の評価

本部は、計画期間が満了することとなる場合に、あらかじめ、3. に規定する政府が講ずる措置を継続する必要性その他の評価を行うものとする。

る。なお、計画期間中であっても、必要に応じ政府が講ずる措置の評価を行うこととする。

③ 平成 27 年度における制度の評価

法附則第 3 条により、平成 27 年度において、交付金に関する制度その他の広域行政の推進に関する制度について検討を行う際に、本部において当該制度について必要な評価を行うものとする。

(3) 評価の観点

広域行政の推進の評価は、広域行政の推進の目標を達成できているかという観点から、(2) ②の計画期間満了時等の評価については計画期間中政府が講じた措置の効果・影響等に関する評価を行い、その結果に基づいて個別の法令の特例措置や交付金等を継続する必要性や改善すべき事項について検討を行うとともに、(2) ③の平成 27 年度における制度の評価については広域行政の推進に関する制度による効果・影響等に関する評価を行い、法令の特例措置や交付金等の制度自体を継続する必要性や改善すべき事項について検討を行うものとする。

別 表 1

番号	1
事務・事業の名称	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 20 条第 5 項の規定による国が開設した病院の指定に関する事務
法令の特例措置（当該措置の実施に伴い講ずる措置を含む。以下別表 1 において同じ。）の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉法第 20 条第 5 項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）第 22 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院の指定 2 児童福祉法第 20 条第 8 項の規定による 1 の病院に係る指定の取消し 3 児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項の規定による 1 の病院に係る報告の徴収又は実地検査 4 児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項の規定による 1 の病院に係る診療報酬の支払の一時差止め又は差止め 5 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 11 条に規定する 1 の病院に係る指定の申請書の受理 6 児童福祉法施行規則第 14 条に規定する 1 の病院に係る変更の承認 7 児童福祉法施行規則第 15 条に規定する 1 の病院に係る変更等の届出の受理 8 児童福祉法施行規則第 16 条に規定する 1 の病院に係る指定の辞退の申出の受理
関係省庁	厚生労働省

番号	2
事務・事業の名称	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法第 49 条の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第 22 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院等の指定 2 生活保護法第 50 条の 2 の規定による 1 の病院等に係る変更等の届出の受理 3 生活保護法第 51 条第 2 項の規定による 1 の病院等に係る指定の取消し 4 生活保護法第 55 条の 2 の規定による 1 の病院等に係る告示 5 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 10 条第 1 項の規定による 1 の病院等に係る指定の申請書の受理 6 生活保護法施行規則第 11 条の規定による 1 の病院等に係る保護の実施機関の意見聴取 7 生活保護法施行規則第 14 条第 3 項に規定する 1 の病院等に係る処分を受けた旨の届出の受理 8 生活保護法施行規則第 15 条に規定する 1 の病院等に係る指定の辞退の申出の受理
関係省庁	厚生労働省

番号	3
事務・事業の名称	生活保護法第54条の2第1項の規定による国が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法第54条の2第1項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第22条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定 2 生活保護法第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定による1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る変更等の届出の受理 3 生活保護法第54条の2第4項の規定において準用する同法第51条第2項の規定による1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の取消し 4 生活保護法第55条の2の規定による1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る告示 5 生活保護法施行規則第10条の2第1項の規定による1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の申請書の受理 6 生活保護法施行規則第11条の規定による1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る保護の実施機関の意見聴取 7 生活保護法施行規則第14条第3項に規定する1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る処分を受けた旨の届出の受理 8 生活保護法施行規則第15条に規定する1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の辞退の申出の受理
関係省庁	厚生労働省

番号	4
事務・事業の名称	商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）第 46 条第 3 項の商工会議所の定款の変更の認可及び同法第 60 条第 3 項の商工会議所の解散の認可に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、経済産業大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 商工会議所法第 46 条第 3 項の商工会議所の定款の変更の認可（同法第 25 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号、第 14 号、第 15 号及び第 18 号の事項に係るものに限る。） 2 商工会議所法第 46 条第 4 項の規定において準用する同法第 27 条第 3 項の関係市町村長の意見の聴取（商工会議所法第 25 条第 3 号、第 6 号、第 12 号及び第 13 号の事項に係るものを除く。） 3 上記 1 の定款の変更の認可に関する商工会議所法第 46 条第 4 項及び第 60 条第 4 項の規定において準用する同法第 28 条の認可又は不認可の通知 4 商工会議所法第 60 条第 3 項の商工会議所の解散の認可 5 商工会議所法第 46 条第 2 項及び商工会議所法施行規則（昭和 28 年通商産業省令第 52 号）第 6 条の規定による商工会議所の定款の変更の認可（上記 1 に掲げる事項に係るものに限る。）の申請書の受理 6 商工会議所法第 60 条第 2 項及び商工会議所法施行規則第 8 条の規定による商工会議所の解散の認可の申請書（様式については、同規則様式第 7 の特例を講ずる。）の受理
関係省庁	経済産業省

番号	5
事務・事業の名称	調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条第 1 項第 1 号の調理師養成施設の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調理師法第 3 条第 1 項第 1 号の調理師養成施設の指定（調理師法施行令（昭和 33 年政令第 303 号）第 1 条の 2 の規定による申請は、調理師養成施設の所在地の都道府県知事を経由することなく、行うこととする。） 2 調理師法施行令第 1 条の 3 第 1 項の規定による 1 の調理師養成施設に係る内容変更の承認（同条第 2 項の規定による内容変更の承認の申請は、指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由することなく、行うこととする。） 3 調理師法施行令第 1 条の 4 の規定による 1 の調理師養成施設に係る入所者の数等の届出の受理 4 調理師法施行令第 1 条の 5 の規定による 1 の調理師養成施設に係る名称等の変更等の届出の受理 5 調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）第 5 条の規定による 1 の調理師養成施設に係る指定の申請書の受理 6 調理師法施行規則第 8 条の規定による 1 の調理師養成施設に係る変更の承認の申請書の受理 7 調理師法施行規則第 10 条の規定による 1 の調理師養成施設に係る報告の徴収及び必要な指示 8 調理師法施行規則第 11 条の規定による 1 の調理師養成施設に係る指定の取消し
関係省庁	厚生労働省

番号	6
事務・事業の名称	母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 20 条第 5 項の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 母子保健法第 20 条第 5 項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第 22 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院等の指定 2 母子保健法第 20 条第 7 項の規定において準用する児童福祉法第 20 条第 8 項の規定による 1 の病院等に係る指定の取消し 3 母子保健法第 20 条第 7 項の規定において準用する児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項の規定による 1 の病院に係る報告の徴収又は実地検査 4 母子保健法第 20 条第 7 項の規定において準用する児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項の規定による 1 の病院に係る診療報酬の支払の一時差止め又は差止め 5 母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 10 条に規定する 1 の病院等に係る指定の申請書の受理 6 母子保健法施行規則第 12 条に規定する 1 の病院等に係る変更等の届出の受理 7 母子保健法施行規則第 13 条に規定する 1 の病院等に係る指定の辞退の申出の受理
関係省庁	厚生労働省

番号	7
事務・事業の名称	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 37 条第 1 項の規定による危険猟法（ケタミン及びその塩類、キシラジン及びその塩類又はメデトミジン及びその塩類を使用する猟法に限る。）の許可に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、環境大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 1 項及び第 3 項の規定による危険猟法（麻酔の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。）の許可 2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 2 項の規定による 1 の許可に係る申請の受理 3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 4 項の規定による 1 の許可に係る有効期間の設定 4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 5 項の規定による 1 の許可に係る条件の付与 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 6 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証（様式については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）様式第 15 号の特例を講ずる。）の交付 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 7 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の再交付 7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 9 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の返納の受理 8 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 10 項の規定による 1 の許可に係る必要な措置の命令 9 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 11 項の規定による 1 の許可に係る許可の取消し 10 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 1 項の規定による 1 の許可に係る申請書の受理 11 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 2 項の規定による 1 の許可に係る必要と認める書類の提出要求

	<p>12 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 4 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の再交付の申請書の受理</p> <p>13 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 5 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の氏名又は住所の変更の届出の受理</p> <p>14 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 6 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の亡失の届出の受理</p> <p>15 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 7 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の返納の受理</p>
関係省庁	環境省

番号	8
事務・事業の名称	学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 26 条第 1 項の規定による届出に関する事務で同項第 3 号に掲げる場合（特定広域団体である都道府県が設立する公立大学法人が設置する大学の医学に関する学部又は学部の学科の収容定員に係る変更の場合に限る。）に係るもの
法令の特例措置の内容	特定広域団体が学校教育法施行令第 26 条第 1 項の規定による文部科学大臣への学則の変更（特定広域団体である都道府県が設立する公立大学法人の設置する大学の医学に関する学部又は学部の学科の収容定員に係るものに限る。）の届出に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、当該学則の変更については、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 5 条第 1 項に規定する届出の対象となる「学則の変更」から除外することとし、文部科学大臣への届出を不要とする。
関係省庁	文部科学省、厚生労働省

番号	9
事務・事業の名称	水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 14 条第 1 項及び第 4 項に規定する水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第 1 項に規定する特定水源水道事業（同法第 3 条第 12 項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれるものに限る。）に係るもの
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が水道法の規定による特定水源水道事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成 21 年 4 月 1 日より前である場合には、平成 21 年 4 月 1 日）以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。（※）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道法第 6 条第 1 項の規定による水道事業の認可 2 水道法第 7 条第 1 項（同法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の受理 3 水道法第 7 条第 3 項（同法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理 4 水道法第 9 条第 1 項（同法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る地方公共団体以外の者に対する期限又は条件の附与 5 水道法第 10 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る変更の認可 6 水道法第 10 条第 3 項の規定による 1 の認可に係る軽微な変更の届出の受理 7 水道法第 11 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る水道事業の休止又は廃止の許可 8 水道法第 11 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道事業の譲渡による廃止の届出の受理 9 水道法第 13 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る給水開始前の届出の受理 10 水道法第 14 条第 5 項の規定による 1 の認可に係る料金の変更の届出の受理 11 水道法第 14 条第 6 項及び第 7 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更の認可

- 12 水道法第 24 条の 3 第 2 項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が失効した旨の届出の受理
- 13 水道法第 35 条第 1 項の規定による 1 の認可の取消し
- 14 水道法第 35 条第 2 項の規定による 1 の認可の取消しの処分の要求の受理
- 15 水道法第 35 条第 3 項の規定による 1 の認可の取消しに係る弁明の機会の付与
- 16 水道法第 36 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る施設の改善の指示
- 17 水道法第 36 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告
- 18 水道法第 37 条の規定による 1 の認可に係る給水停止命令
- 19 水道法第 38 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更の認可を申請すべき旨の命令
- 20 水道法第 38 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更
- 21 水道法第 39 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る報告の徴収及び立入検査
- 22 水道法第 41 条の規定による合理化の勧告
- 23 水道法第 42 条第 1 項の規定による地方公共団体による買収の認可（特定広域団体が当事者である場合を除く。）
- 24 水道法第 42 条第 3 項の規定による地方公共団体による買収に係る裁定（特定広域団体が当事者である場合を除く。）

(※) 22 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える特定水源水道事業であつて給水人口が 5 万人を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業であつて給水人口が 250 万人を超えるものに関するもの、22 の事務にあつては、

- 1) 給水人口の合計が 250 万人を超える 2 以上の水道事業者（特定水源水道事業を経営する者に限る。）間
- 2) 給水人口が 250 万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を経営する者に限る。）と水道用水供給事業者との間
- 3) 水道事業者と 1 日最大給水量が 125 万 m³ を超える水道用水供

	<p>給事業者との間</p> <p>に関するもの（いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業に関するものに限る。）及び給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える特定水源水道事業（給水人口が5万人を超えるものに限る。）に関するものは、引き続き厚生労働大臣が当該事務を行う。</p>
関係省庁	厚生労働省

番号	10
事務・事業の名称	水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 14 条第 2 項及び第 4 項に規定する水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第 2 項に規定する水道用水供給事業（同法第 3 条第 12 項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれる同条第 5 項に規定する水道事業者に対してのみその用水を供給するものに限る。）に係るもの
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が水道法の規定による水道用水供給事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成 21 年 4 月 1 日より前である場合には、平成 21 年 4 月 1 日）以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。（※）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道法第 26 条の規定による水道用水供給事業の認可 2 水道法第 27 条第 1 項（同法第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の受理 3 水道法第 27 条第 3 項（同法第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理 4 水道法第 29 条第 1 項（同法第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る地方公共団体以外の者に対する条件の付与 5 水道法第 30 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る変更の認可 6 水道法第 30 条第 3 項の規定による 1 の認可に係る軽微な変更の届出の受理 7 水道法第 31 条において準用する同法第 11 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る水道用水供給事業の休止又は廃止の許可 8 水道法第 31 条において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道用水供給事業の譲渡による廃止の届出の受理 9 水道法第 31 条において準用する同法第 13 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る給水開始前の届出の受理 10 水道法第 31 条において準用する同法第 24 条の 3 第 2 項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が失効した旨の届出の受理

	<p>11 水道法第 35 条第 1 項の規定による 1 の認可の取消し</p> <p>12 水道法第 35 条第 2 項の規定による 1 の認可の取消しの処分の要求の受理</p> <p>13 水道法第 35 条第 3 項の規定による 1 の認可の取消しに係る弁明の機会の付与</p> <p>14 水道法第 36 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る施設の改善の指示</p> <p>15 水道法第 36 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>16 水道法第 37 条の規定による 1 の認可に係る給水停止命令</p> <p>17 水道法第 39 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る報告の徴収及び立入検査</p> <p>18 水道法第 41 条の規定による合理化の勧告</p> <p>(※) 18 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業にあつては 1 日最大給水量が 2 万 5 千 m³ を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業にあつては 1 日最大給水量が 125 万 m³ を超えるものに関するもの、18 の事務にあつては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1 日最大給水量の合計が 125 万 m³ を超える 2 以上の水道用水供給事業者間 2) 給水人口が 250 万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を経営する者に限る。）と水道用水供給事業者との間 3) 水道事業者と 1 日最大給水量が 125 万 m³ を超える水道用水供給事業者との間 <p>に関するもの（いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業に関するものに限る。）及び給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業（1 日最大給水量が 2 万 5 千 m³ を超えるものに限る。）に関するものは、引き続き厚生労働大臣が当該事務を行う。</p>
関係省庁	厚生労働省

別 表 2

番号	1
措置の名称	都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域に関する告示の改正
措置の内容	平成 19 年 4 月 1 日付で「都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域（平成 13 年 5 月 11 日国土交通省告示第 856 号）」を改正し、国土交通大臣の同意を要する都市計画区域から、旭川市並びに上川郡鷹栖町及び東神楽町の全部又は一部を含む都市計画区域を削除する。
関係省庁	国土交通省

番号	2
措置の名称	食品表示に係る都道府県知事が行うことができる措置命令に関する政令の改正
措置の内容	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条の 14 第 4 項の規定による同条第 1 項の指示に係る措置を採るべき旨の命令について、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等（同法第 14 条第 1 項に規定する製造業者等をいう。）に関するものは、国ではなく当該製造業者等の所在する地域の知事が行うこととし、消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 21 年政令第 217 号）により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 291 号）を改正した。
関係省庁	消費者庁、農林水産省

番号	3
措置の名称	労働者派遣制度に係る医師派遣先の拡大に関する政令及び省令の改正
措置の内容	へき地である市町村に加えて、都道府県が設置する医療対策協議会の協議を通じて、地域における医療の確保のために医師を派遣する必要があると認めた病院又は診療所についても医師派遣を行うことができるよう、平成19年12月14日付で「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令」（昭和61年政令第95号）を始めとする関係政省令を改正し、全国的に地域の実情を反映した医師派遣を行うことが可能となっている。
関係省庁	厚生労働省

番号	4
措置の名称	廃棄物処理施設の技術上の基準に係る省令の改正等
措置の内容	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 4 条に規定する一般廃棄物処理施設の技術上の基準及び同規則第 12 条に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準について、積雪寒冷地等の気象条件を考慮した排水処理設備の構造等に係る基準を追加するため、平成 21 年度中を目途に同規則を改正する。</p> <p>また、廃棄物系バイオマスの利活用を促進するため、平成 20 年度から予算措置されている「廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業」を北海道内で実施することとしている。</p>
関係省庁	環境省

番号	5
措置の名称	都道府県道の管理の特例に関する法令の改正
措置の内容	「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、町村による都道府県道の管理の在り方について引き続き検討を行った上で、平成21年度中に策定予定の地方分権改革推進計画において、具体的な措置内容等を明らかにし、関係法令を改正する等所要の措置を講じる。
関係省庁	国土交通省

番号	6
措置の名称	維持管理に係る負担金制度に関する法律の改正
措置の内容	<p>平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止するため、第174回通常国会に国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案を提出した。</p> <p>なお、廃止に伴う経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用については、その対象を明確にした上で、地方から負担金を徴収する（平成23年度には維持管理費負担金を全廃する）。</p>
関係省庁	国土交通省

番号	7
措置の名称	条例制定権の拡大に向けた法令の改正
措置の内容	地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）に基づき、義務付け・枠付けの見直し及び条例制定権の拡大に取り組み、必要な法制上その他の措置を講じる。
関係省庁	総務省

別 表 3

番号	1
措置の名称	地域森林計画及び市町村森林整備計画等に関する通知の発出
措置の内容	<p>森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条に規定する地域森林計画及び同法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 両計画をたてる過程において都道府県及び市町村の双方の意見を反映させること 2) 両計画において伐採の在り方等を定めることにより、同法第 11 条に規定する森林施業計画を認定する要件とすること 3) 同法第 10 条の 8 に規定する伐採及び伐採後の造林の届出について、届出書に図面等の添付を求めること <p>が可能である旨、各都道府県林務担当部長あてに「森林計画制度の運用上の留意事項について」（平成 21 年 3 月 12 日付け 20 林整計第 230 号林野庁森林整備部計画課長通知）を発出し、周知している。</p>
関係省庁	農林水産省

番号	2
措置の名称	都道府県森林審議会の所掌事務に関する通知の発出
措置の内容	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 68 条第 2 項に規定する都道府県森林審議会の所掌事務に係る「この法律の施行に関する重要事項」という規定については、都道府県知事の判断により都道府県の林務施策全般が対象となり得るものである旨、各都道府県林務担当部長あてに「都道府県森林審議会の所掌事務の範囲について」（平成 21 年 3 月 12 日付け 20 林政企第 122 号林野庁林政部企画課長通知）を発出し、周知している。
関係省庁	農林水産省

番号	3
措置の名称	出入国管理行政に関する意見交換会の実施
措置の内容	北海道の意見の出入国管理行政への反映を検討すべく、北海道との定期的な意見交換会を実施する。
関係省庁	法務省、厚生労働省

番号	4
措置の名称	地縁による団体が地域的な共同活動のために保有する「不動産又は不動産に関する権利等」の範囲に関する通知の発出
措置の内容	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定による「不動産又は不動産に関する権利等」については、平成 3 年 4 月 2 日付け行政課長通知によりその対象範囲を示しているが、当該対象範囲をより明確化するために、各都道府県総務部長あてに地縁による団体に係る認可事務について（平成 21 年 4 月 1 日付け総行第 41 号総務省自治行政局行政課長通知）を発出し、周知している。
関係省庁	総務省

番号	5
措置の名称	条例による事務処理の特例に関する通知の発出
措置の内容	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 に規定する条例による事務処理の特例に関し、条例において、市町村が処理することとなる事務の範囲及び対象となる市町村を明確に規定することにより、道の判断により地域の実情に応じて、特定の市町村に対して包括的に事務を移譲することは可能である旨、北海道総合政策部長あてに条例による事務処理の特例制度の運用について（平成 21 年 4 月 1 日付け総行行第 38 号総務省自治行政局行政課長通知）を発出し、周知している。</p>
関係省庁	総務省

番号	6
措置の名称	福祉有償運送に係る運送の区域に関する通達の改正等
措置の内容	道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 51 条の 4 第 2 項に規定する運送の区域に関し、あらかじめ定められた運送の区域に旅客の運送の帰属性が認められるものは、運送の区域の特例としてこれを認める旨、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あてに福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて（平成 21 年 7 月 22 日付け国自旅第 83 号自動車交通局旅客課長通達）を発出し、福祉有償運送における運送の実態を踏まえた取扱いが可能となっている。
関係省庁	国土交通省

番号	7
措置の名称	「コミュニティハウス」事業の推進に関する通知の発出
措置の内容	<p>「コミュニティハウス」事業を推進するため、各都道府県知事あてに「コミュニティハウス」事業の推進について（平成 21 年 5 月 11 日付け社援発第 0511002 号厚生労働省社会・援護局長通知）を発出し、地域福祉及び雇用対策を推進する施策を検討するに当たっては、同事業及び「フレキシブル支援センター」構想を参考にすよう、周知している。（※）</p> <p>（※）「フレキシブル支援センター」の構想は、平成 21 年 2 月 6 日の緊急雇用・経済対策実施本部会合において雇用対策事業例として示されており、「コミュニティハウス」は、この「フレキシブル支援センター」の先行事例として紹介されている。</p>
関係省庁	厚生労働省

番号	8
措置の名称	道州制特別区域基本方針の変更に係る資料の提供等に関する通知の発出
措置の内容	特定広域団体が道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号）第 6 条第 1 項に規定する道州制特別区域基本方針の変更についての提案をするに当たり、道州制特別区域推進本部が同法第 26 条により国の行政機関等に対し資料の提供等を求めることは可能である旨、平成 22 年度中のできるだけ早期に通知する。
関係省庁	内閣官房

番号	9
措置の名称	郵便局の活用が可能な地方公共団体事務に関する通知の発出
措置の内容	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第2条に規定する郵便局における事務の取扱いについて、地方公共団体は、指定した郵便局において6つの証明書の交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を取り扱わせることができるほか、個別法に基づくものではなく地方公共団体が独自に交付している証明書について、各地方公共団体の判断により交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を郵便局において取り扱わせることができる旨、平成22年度中のできるだけ早期に通知する。
関係省庁	総務省

番号	10
措置の名称	へき地等における医師の配置基準の緩和に関する通知の発出
措置の内容	医師の確保が困難なへき地等の病院における医師の配置基準を緩和することについては、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 50 条の規定により対応することが可能である旨を、平成 22 年度中のできるだけ早期に通知する。
関係省庁	厚生労働省